

令和5年度 建設工事における制度改正について

1. 『建設工事における技術者等の適正な配置のための手引』改訂
2. 『工事等事故報告マニュアル』改定
3. 建設工事における「概算数量設計 実施手順」の策定について
4. 静岡市建設工事執行規則の一部改正
5. 契約書に添付する金抜き設計書の取扱い見直し
6. 『契約の執行に係る各種様式』改定
7. 契約変更事務手続きの見直し Ⅱ工期の変更Ⅱ
8. 契約変更事務手続きの見直し Ⅱ請負代金額の変更Ⅱ
9. 電子契約の導入について

1. 『建設工事における技術者等の適正な配置のための手引』改訂

改訂日：①令和5年1月1日、 ②令和5年4月1日

改定内容①：技術者配置に関する金額要件の見直し

- 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額
 - 土木一式工事ほか 4,000万円から4,500万円に引き上げ
 - 建築一式工事 6,000万円から7,000万円に引き上げ
- 主任技術者または監理技術者の専任を要する請負代金額
 - 土木一式工事ほか 3,500万円から4,000万円に引き上げ
 - 建築一式工事 7,000万円から8,000万円に引き上げ
- 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる下請代金額
 - 特定専門工事 3,500万円から4,000万円に引き上げ

改定内容②：

- 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し（要件の緩和）
- 技術者途中交代の条件の見直し（要件の緩和）
- 営業所における専任の技術者のテレワーク等の扱いを明記

『建設工事における技術者等の適正な配置のための手引(令和5年4月版)』

掲載場所：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000972434.pdf>

静岡市ホームページ > 事業者向け > 入札・契約

> 建設工事及び建設業関連業務委託 > 規程・様式集

2. 『工事等事故報告マニュアル』改定

適用日：令和5年3月改定運用開始

改定経緯：本市発注の建設工事において、現場代理人から発注者への事故報告が適切に行われず、損害を与えた市民への対応に遅れが生じる事案が生じた。その後の調査で現場代理人は発注者への報告手続きを理解していなかったことが判明した。このことを重く受け止め、マニュアルの見直しとあらためて受注者に報告手続きの周知徹底を行う。

改定概要：

『受注者用』と『発注者用』に細分化することで、双方の対応を明確化

『静岡市工事等事故報告マニュアル(受注者用)』

掲載場所：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000972439.pdf>

静岡市ホームページ > 事業者向け > 公共工事の技術政策

> 共通仕様書・ガイドライン > 同マニュアル

静岡市

工事等事故報告マニュアル

(受注者用)

【 令和5年3月 】

静岡市 技術政策課、契約課

＝目次＝

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 2 報告の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 3 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 【別紙1】工事等事故速報・・・・・・・・・・・・ 4ページ
- 4 建設工事事故データベースシステムについて・・・・ 5ページ

1 目的

このマニュアルは、静岡市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び建設工事に類する委託※（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、**事故の報告**等に関する**手続**について、**必要な事項を定める。**

※建設工事に類する委託：樹木剪定業務委託、道路構造物復旧業務委託、舗装復旧業務委託、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託、修繕業務 等

2 報告の対象

事故発生時の報告は、次のものを対象とする。

(1) 労働災害

工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するもの）した事故

(2) もらい事故

第三者の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故

(3) 負傷公衆災害

工事等の作業が原因で、第三者が死亡又は負傷した事故

(4) 物損公衆災害

工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故

3 事故の報告



受注者がすべきこと

- ⇒ 救護
- ⇒ 被害拡大を防止
- ⇒ 現場の安全を確保するための緊急の措置
- ⇒ 事故の連絡、報告

連絡：直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡

報告：口頭または文書により、監督員等に報告

提出：事故概要をまとめ、工事等事故速報（別紙1）を提出

【発注者（市）がすべきこと】

受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに報告を行うものとする。

- (1) 受注者から事故の報告を受けた場合は、所管課長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。
また、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合は、広報課と即時公表について協議すること。
- (2) 受注者から工事等事故速報による事故の報告があった場合は、契約課、技術政策課と協議し、事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件であるか又はその疑いがあるかを3者で判断する。

※この様式は、静岡市ホームページに掲載しています。

『工事等事故速報』で検索し、エクセルファイルをダウンロードしてください。

別紙 1

年 月 日

工事等事故速報

報告者 (受注者)	会社名						
	職氏名		電話番号				
工事名(業務名)	令和 年度 第 号		工事				
工期(委託期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
受注者(受託者)							
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分						
事故発生場所	静岡市 区						
事故の種類	<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> もらい事故	<input type="checkbox"/> 負傷公衆災害	<input type="checkbox"/> 物損公衆災害			
事故の概要	(簡潔に記載してください) 箇条書き						
被災状況	(被害者、被害の状況を記載してください) 事実のみ記載、憶測で記載しない						
被災者	氏名		性別		年齢		
	勤務先		請負区分		(工事関係者のみ記入)		
事故後の対応	(事故発生直後の対応について簡潔に記載してください) 時系列で整理する						
事故原因	(報告時点で考えられる原因を簡潔に記載してください) 推測した内容と事実の内容を混同しないよう注意						
関係機関への連絡	警察	労基署	消防	電力	通信(電話)	ガス	
市担当者	所属						
	職氏名		電話番号				

- 添付資料
- ・ 事故現場写真
 - ・ 事故状況図
 - ・ 案内図
 - ・ その他参考となる資料

3. 建設工事における「概算数量設計 実施手順」の策定について

適用日：令和5年4月1日発注案件より、試行運用開始。

改定経緯：早期発注に寄与するため、総務省並びに国土交通省要請（技術的助言）に基づき制度導入の検討を行い、「概算数量設計 実施手順」を策定し、試行運用開始する。

注意！！

水道局が運用する「概算数量発注方式」とは異なる制度です。

『概算数量設計 実施手順』（試行）』

掲載場所：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000972442.pdf>

静岡市ホームページ > 事業者向け > 入札・契約

> 建設工事及び建設業関連業務委託 > お知らせ

●施工条件明示書の記載例（A 施策事項に記載）

施工条件明示事項（土木工事）

■適用する仕様書・施工管理基準

静岡市建設工事共通仕様書（令和4年4月）

静岡市土木工事施工管理基準（令和3年4月）

記載内容は、特記仕様書と照合の位置付けである。

なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

明示項目	明	示	事項	内容	
A 施策事項 1 入札契約および施工に係る事項 ※各施策事項の詳細については、静岡市技術政策課HPを参照すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	告示日選択制度の対象工事			
	<input checked="" type="checkbox"/>	週休2日対象工事（発注者指定型）			
	<input checked="" type="checkbox"/>	酷中産対策対象工事			
	<input type="checkbox"/>	快速トイレ設置工事			
	<input type="checkbox"/>	女性専用快速トイレ設置工事			
	<input checked="" type="checkbox"/>	静岡県建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針対象工事			
	<input type="checkbox"/>	工事現場における環境改善（イメージアップ）を促進する工事			
	<input type="checkbox"/>	施工箇所在り用検査工事			
	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事			
	<input type="checkbox"/>	契約後VE対象工事			
	<input type="checkbox"/>	品質証明対象工事			
	<input type="checkbox"/>	工事管理関係会議対象工事			
	<input checked="" type="checkbox"/>	クイックレスポンス対象工事			
	<input checked="" type="checkbox"/>	情報共有システムの対象工事（受注者希望型）			
	<input type="checkbox"/>	遠隔監視対象工事（受注者希望型）			
	<input checked="" type="checkbox"/>	●●工の当初設計数量は概算数量とする。			
	B 工事特性 1 構造物の特性への対応	<input type="checkbox"/>	対象構造物の高さ、延長、積工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事		
<input type="checkbox"/>		対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事			
2 都市部等の作業環境、社会条件等への対応		<input type="checkbox"/>	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事		
		<input type="checkbox"/>	周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事		
		<input type="checkbox"/>	周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事		
		<input type="checkbox"/>	視道上での交通規制に大きく影響する工事		
		<input type="checkbox"/>	緊急時に対応が特に必要な工事		
		<input type="checkbox"/>	施工箇所が広範囲にわたる工事		
		3 厳しい自然・地盤条件への対応	<input type="checkbox"/>	特殊な地盤条件への対応が必要な工事	
<input type="checkbox"/>			雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事		
<input type="checkbox"/>	急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事				
<input type="checkbox"/>	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事				
4 長期工事における安全確保への対応	<input type="checkbox"/>	その他、災害等における路地の積雪のうち特に詳細すべき事項が認められる工事（ ）			
	<input type="checkbox"/>	12ヶ月を超える工期の工事（全週一時中止期間は除く）			

4. 静岡市建設工事執行規則の一部改正

施行日：令和5年4月1日

改定経緯：近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、中央建設業審議会から公共工事標準請負契約約款の改正および各自治体への実施勧告がなされたことに基づき、本市においても同様に改正を行うこととした。

改正した規則等

(1) 静岡市建設工事執行規則

(2) 静岡市建設工事請負契約約款

改正内容：

①（不可抗力による損害）規則第41条第4項

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担する。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を全額負担するものとする。

②（新設）

建設工事請負契約書および仮契約書に「建設発生土の搬出先等」

の項目を追加、搬出先の明確化を図る。

⇒契約書（仮契約書）『7 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり』

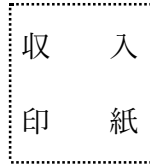
⇒従来通り、施工条件明示書に記載

⇒搬出先の変更は、受注者発議により処分先の変更として協議する。

（工事打合せ簿により協議）

様式第3号（第11条関係）


建設工事請負契約書



- 1 工事名 年度 第 号 工事
- 2 工事場所 静岡市
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥
- 5 請負代金の支払
前払金額 ￥ 中間前払金額 ￥
部分払回数 回以内
- 6 契約保証金 納付（￥ ）・担保提供・免除
- 7 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり**
- 8 解体工事に要する費用等〔建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事〕
- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 分別解体等の方法
- (3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用
- 上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 静岡市長 氏 名 

住所
受注者 名称
氏 名 

(注) 受注者が共同企業体の場合は、共同企業体の名称、代表構成員及びその他構成員の住所、名称及び氏名を記載し、それぞれの使用印を押印してください。

5. 契約書に添付する金抜き設計書の取扱い見直し

適用日：令和5年度4月1日

改定経緯：電子契約の導入を見据えた取組み及び事務効率化、ペーパーレス化に寄与するため、国土交通省中部地方整備局に倣う

●対象となる契約

- ・建設工事、建設業関連業務（コンサル委託）

●取扱い変更点（添付しない契約図書の扱い）

・契約書添付用 金抜き設計書の紙面作成（廃止）

- ・変更契約する場合、本工事内訳書（金抜き）を監督員から受注者に渡す。

●対照表

契約図書	従 来	変 更 後（電子契約、紙契約共通）
添 付	契約書（契約書部分、条項部分） 設計図書（仕様書、図面） 施工条件明示書 特記仕様書 特約条件（支払い特約等）	契約書（契約書部分、条項部分） 特約条件（支払い特約等）
添付しない	設計図書（質問回答書） 共通仕様書 施工管理基準	設計図書（仕様書、図面、質問回答書） 施工条件明示書 共通仕様書 施工管理基準 特記仕様書

※電子データの取扱いは従来通り変更はないので、PPI から入手可能

各種入札実施要綱『【設計図書の配布】設計書、仕様書、図面等の設計図書は、市長が指定するウェブサイトを通じて無償で配布するものとする。』に記載のとおり。

●取扱い変更しない点（従来通り）

- ・発注用の電子データは従来通り。
- ・設計変更指示は、監督員が図面等の変更箇所を文書により、受注者に伝える。
- ・設計図書電子データ（CAD データ等）は、監督員から受注者に提供。

6. 『契約の執行に係る各種様式』改定

適用日：令和5年4月1日

改定内容

＝建設工事＝

旧) 建設工事等の執行に係る各種様式について

新) 建設工事等の執行に係る各種様式

4 監督員(変更)通知書

別記4(変更)

旧) 静岡市設計変更事務取扱要領

新) 静岡市契約変更事務取扱要領

~~設計変更指示書、設計変更指示受領書~~ ~~別紙様式~~ (廃止)

⇒ **共通仕様書で定める『工事打合せ簿』にて、設計変更指示**

『建設工事の各種様式』

掲載場所：https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001870.html

静岡市ホームページ > 事業者向け > 入札・契約

> 建設工事及び建設業関連業務委託 > 規程・様式集

7. 契約変更事務手続きの見直し Ⅱ工期の変更Ⅱ

●改定内容

- 工期の変更時に、承諾書を不要とし、

協議書を使用しない（収入印紙不要）

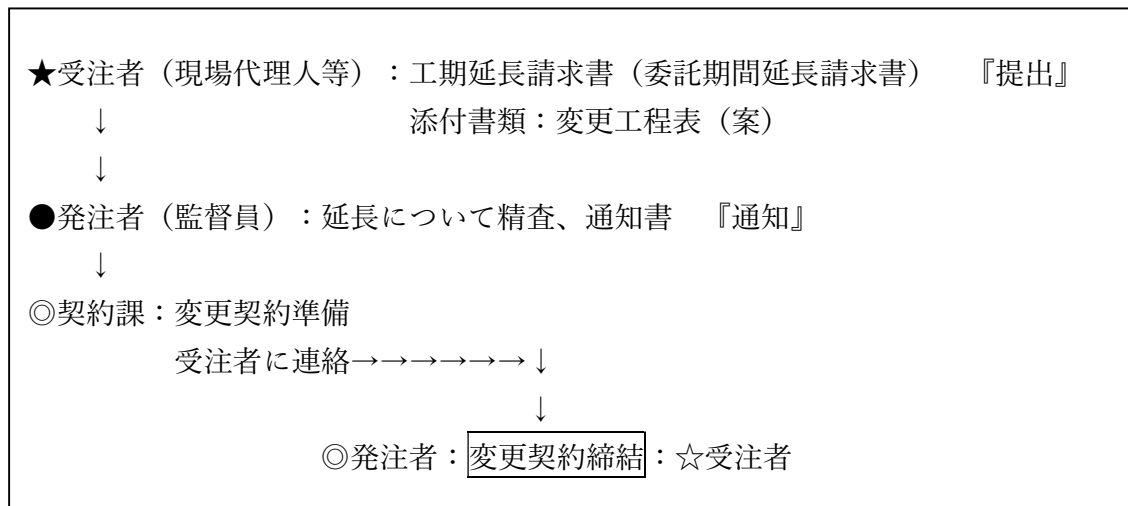
- 工期の変更が必要となった場合、受注者から

『**工期延長請求書**』を監督員に提出

このとき、変更工程表（案）を作成し、延長請求書に添付

⇒契約変更を行う際は、受注者に対し『通知』

■■■工期（委託期間）の変更■■■



工期の変更方法(請負契約約款第24条)

様式第17号 (第33条関係)

工期延長請求書

- 1 工 事 名 年度 第 号 工事
- 2 工 事 場 所 静岡市
- 3 請 負 代 金 額 ¥
- 4 契 約 年 月 日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 変更完成期日 年 月 日
- 7 工期延長理由

※天候不良、約款第2条の規定に基づく関連建設工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない理由により、工期内に完成することができない旨を記載。

例1：6月の長雨により舗装工の施工ができず、工期内の完成が困難となった。

例2：冬季の降雪によりコンクリート工の施工ができず、工期内の完成が困難となった。

例3：コロナ禍の影響により工場稼働に制限が発生し、資材調達に遅延が発生し、工期内の完成が困難となった。

=以下は、発注者側の要請があった場合のやむを得ない工期延長時に使用する。=

例4：〇〇管理者との協議（または調整）に時間を要し、当初計画工程に遅れが生じたことから、工期内の完成が困難となった。

例5：同調施工の水道管布設工事との工程調整により、工期内の完成が困難となった。

例6：発注者との災害協定に基づく出動要請による災害の復旧活動への協力により、工期内の完成が困難となった。

上記のとおり工期を延長したいので請求します。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所

受注者 名 称

氏 名

押印不要

※添付書類:事前協議資料(変更工程表(案))を必ず添付

※契約変更を行う際は、発注者から必ず通知

別記1-2

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名
(課)

通知書

静岡市建設工事請負契約約款第24条第2項の規定により、下記事項について通知します。

記

- 1 工事名 年度 第 号 工事
- 2 通知事項

協議開始の日 令和●年●月●日

事前協議内容 工期内の完成が困難となったことから、静岡市建設工事請負契約約款第24条第1項の規定により工期の変更について、受注者と発注者が協議する。

工期完成日を令和●年●月●日から令和●年●月●日に変更する。
なお、これに伴う請負代金額の変更はない。

8. 契約変更事務手続きの見直し 二請負代金額の変更二

●改定内容

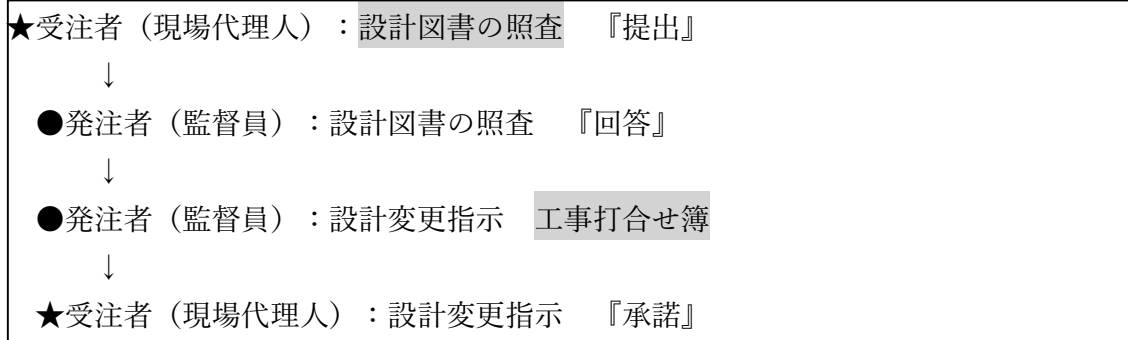
- ・設計変更指示の際、**設計変更指示書（受領書）を廃止**

共通仕様書様式 **「工事打合せ簿」を使用**

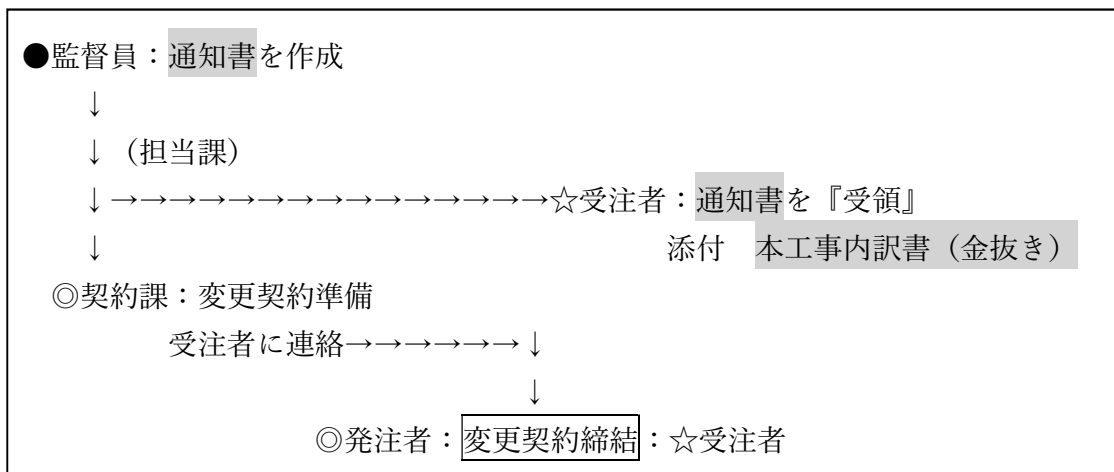
⇒ 契約変更を行う際は、受注者に対し『通知』

- ・契約変更に係る事務負担軽減として、軽微な設計変更の要件を緩和する。

■■設計変更指示■■



■■請負代金額（委託料）の変更■■



■■労務費単価の上昇に伴う特例措置による請負代金額の変更■■

- ・別に通知の特例措置の手続き手順に従い、変更協議を行う。

■■設計変更指示■■

工事打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日																	
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()																		
工事名																			
(内容) 1) 静岡市建設工事請負契約約款第19条に基づき、設計図書を変更する。																			
<table border="0"> <tr> <td>【内容】</td> <td>現設計</td> <td>変更</td> <td>増減</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>300m²</td> <td>280m²</td> <td>- 20m²</td> </tr> </table> <p>指示詳細については、別添の(数量表および図面)のとおり。</p>				【内容】	現設計	変更	増減	舗装工	300m ²	280m ²	- 20m ²								
【内容】	現設計	変更	増減																
舗装工	300m ²	280m ²	- 20m ²																
<table border="0"> <tr> <td>【請負代金額(現契約額)】</td> <td></td> <td>55,000,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【変更見込額】</td> <td>減</td> <td>200,000 円</td> <td>(+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>【変更見込額累計】</td> <td>減</td> <td>200,000 円</td> <td>(+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>【延長日数】</td> <td>— 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記内容は概算であり、請負代金額の変更は、静岡市建設工事請負契約約款第25条に基づき、別途協議を行う。</p>				【請負代金額(現契約額)】		55,000,000 円		【変更見込額】	減	200,000 円	(+0.4%)	【変更見込額累計】	減	200,000 円	(+0.4%)	【延長日数】	— 日		
【請負代金額(現契約額)】		55,000,000 円																	
【変更見込額】	減	200,000 円	(+0.4%)																
【変更見込額累計】	減	200,000 円	(+0.4%)																
【延長日数】	— 日																		
添付図 葉、その他添付図書																			
処理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他																	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他																	
		年月日:																	
		年月日:																	

監督員用、現場代理人用の2部複写とする。

監督員	現場代理人
印	印

※押印又は署名

※契約変更を行う際は、発注者から必ず通知

別記1-2

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名
(課)

公印省略

通知書

静岡市建設工事請負契約約款第25条第2項の規定により、下記事項について通知します。

記

- 1 工事名 年度 第 号 工事
- 2 通知事項

協議開始の日 令和●年●月●日

変更請負代金額 ￥●●●●●●円

※変更請負代金額は見込み額ではなく、
変更契約の金額を記載する。

事前協議 別添、本工事内訳書のとおり

変更設計の本工事内訳書を本通知の添付書類とする。
その他、現設計から変更となる設計図書(図面等)も添付する。

また、別途設計変更指示した内容に伴い、工期延長の必要が生じたことから、静岡市建設工事請負契約約款第24条第1項の工期の変更についてもあわせて協議する。

工期完成日を令和●年●月●日から令和●年●月●日に変更する。

請負代金額の変更と工期の変更を同時に行う
場合に追記する。

＝お知らせ＝

●電子契約の導入について●

静岡市では、令和5年度下期に『電子契約』の導入を予定しています。